

ネーミングライツ導入ガイドライン

学校法人天理大学

(令和6年4月1日策定)

1. はじめに

学校法人天理大学（以下「本法人」という。）は、令和6年4月1日より教育研究環境の向上や施設の有効活用を目的に、外部資金の獲得を目指してネーミングライツ（命名権）制度を導入しました。

本法人が所有する施設、コモンスペース、設備及びその他の財産（以下「施設等」という。）並びに教育研究活動事業（以下「事業等」という。）のネーミングライツの趣旨に賛同していただける法人を募集しています。このガイドラインは、本法人のネーミングライツ導入に向けた基本的な考え方や方向性を示したものです。

2. ネーミングライツとは

ネーミングライツは、本法人との協定により施設等又は事業等の名称に法人名、商標名、ロゴ、シンボルマーク又は愛称（以下「愛称等」という。）を付与し、ネーミングライツを取得した法人（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）からネーミングライツ料を得て、将来にわたる新たな財源を確保し、自己収入の拡大促進を図ることにより、本法人の教育研究環境を向上させること及び施設等を有効活用することを目的とします。

(ネーミングライツ・パートナーについて)

ネーミングライツ・パートナーは本法人との協定により施設等又は事業等の名称に愛称等を付与できます。また、本法人施設及び本法人構内に愛称等の表示サイン、看板、公示ボード等（以下「サイン等」という。）を設置できます。

3. 導入の対象

本法人に、学校法人天理大学ネーミングライツ・パートナー選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置き、対象となる施設等及び事業等は、施設長等からの申請により、選定委員会にて審議の上、理事長が決定します。

対象となる施設等及び事業等は、本法人のホームページにて公表いたします。

4. ネーミングライツ料

ネーミングライツの取得を希望する法人（以下「取得希望法人」という。）が、希望するネーミングライツ料を提示し、本法人が、類似する他の施設等や事業等の事例、特性（講義室、厚生施設等）、広さ、年間利用者数、主な利用者、その他の事情を総合的に勘案し、受け入れられるかどうか判断の上、両者合意のもとで決定されます。

5. 協定期間

協定期間は、個々の協定ごとに定め、協定期間は原則３年以上とします。なお、協定期間の更新に合意した場合の更新後の協定期間の末日は、更新前の協定期間の末日から３年以上後の日とします。

6. 選定の手続き及び結果の公表

- ① 取得希望法人は、本法人がホームページ上で公表する対象となる施設等又は事業等に対して、応募することができます。
- ② 本法人は、取得希望法人から一件目の応募を受けた際に、取得希望法人の応募資格を確認した上で、対象となる施設等又は事業等の公募に応募期限を設定します。応募期限は、一件目の応募を受けた日から原則１ヶ月以上後の日とします。
- ③ 応募期限後、選定委員会は、応募した法人の応募資格、応募の趣旨、愛称等案、希望ネーミングライツ料、希望協定期間等を総合的に審議の上、理事長がネーミングライツ・パートナー候補法人（以下「候補法人」という。）を決定します。
- ④ 候補法人は、本法人が指定する期日までにサイン等案を提出します。
- ⑤ 候補法人から提出されたサイン等案を選定委員会にて審議の上、理事長がネーミングライツ・パートナーを決定します。
- ⑥ 決定したネーミングライツ・パートナー、愛称等、ネーミングライツ料、協定期間は公表します。

7. 導入の方法

ネーミングライツ・パートナーの募集は、原則として公募によるものとします。募集要項及び対象となる施設等又は事業等を公表し、ネーミングライツ・パートナーを広く募集します。

- ① 対象となる施設等又は事業等、募集条件の決定
- ② 公募開始
- ③ 取得希望法人による応募
- ④ 応募を受けた施設等又は事業等の公募に応募期限を設定
- ⑤ 候補法人を決定
- ⑥ 候補法人からのサイン等案の提出
- ⑦ ネーミングライツ・パートナーの決定

- ⑧ 協定締結
- ⑨ ネーミングライツ・パートナーによるサイン等の設置
- ⑩ 愛称等の使用開始

8. 応募資格

次のいずれかに該当する法人は、ネーミングライツ・パートナーに応募することができません。

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該に類する事業を行うもの
- 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- 社会問題をおこしているもの
- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する者を除く。）
- 政治団体
- 宗教団体（ただし、宗教法人天理教及びその非包括法人を除く）
- 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っているもの
- 国税、地方税等を滞納しているもの
- その他ネーミングライツを付与する法人等として適当でないと認められるもの

9. 愛称等の付与の条件

- ① 本法人の規則等で定める施設等の名称の改正は行わないものとします。
- ② 愛称等は、本法人の建学の精神及び対象となる施設等又は事業等にふさわしいものとします。
- ③ 次のいずれかに該当するものは、愛称等に用いることができません。
 - 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - 政治活動、宗教活動（天理教を除く）、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
 - 社会問題等の主義、主張に係るもの
 - 公衆の不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
 - 求縁又は男女の交際、通信等に関するもの
 - 本法人の信用又は品位を害するおそれのあるもの
 - 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

- 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
 - 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの
 - 集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
 - 個人情報に係るもの
 - 「記念」、「メモリアル」等の寄付により付与された名称と混同されるおそれがあるもの
 - 当該施設の機能・役割に支障をきたすおそれがあるもの
(例えば、講義室・試験会場としての機能を維持することが困難である場合等)
 - その他、教育研究等の観点から本法人が愛称等として設定することが適当でないと認めたもの
- ④ 愛称等は、本法人で審議のうえ、決定します。
- ⑤ 本法人は、協定期間中においても、本法人の基準（本ガイドラインを含む）に合致しなくなる事象が発生した場合は、愛称等の変更を求めることができます。
- ⑥ 混乱を避けるため、⑤の場合を除き、協定期間中の愛称等の変更はできません。

10. 審査項目及び審査ポイント

応募者について次の選定項目、及び応募書類の内容を、本法人が設置する選定委員会において総合的に判断し、理事長がネーミングライツ・パートナーを決定します。

選定項目	要件・基準等
資格	・ 応募資格を満たしているか。 ・ 過去に重大な事故又は不誠実な行為を行っていないか。 ・ 協定期間の支払い能力が十分か。
応募の趣旨	・ 応募の趣旨が本法人のネーミングライツ導入の趣旨に沿っているか。
愛称等	・ 学生及び教職員に受け入れられるか。 ・ 施設等や事業等のイメージを損なう恐れがないか。 ・ 学内の他の施設と混同を招く恐れがないか。
サイン等	・ 本ガイドライン「14 サイン等の目安」で示した目安の範囲内での提案であるか。
ネーミングライツ料	・ 高額であればあるほど高評価とする。
協定期間	・ 3年以上の提案であるか

※応募書類（別途追加の資料等のご提出をお願いする場合がございます。）

- ①ネーミングライツ・パートナー申込書（別紙様式）
- ②会社概要
- ③直近3年間の決算報告書

④登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）

⑤国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）

1 1. 協定の締結及び更新

ネーミングライツ・パートナー決定後、本法人とネーミングライツ・パートナーとの間でネーミングライツに関する協定を締結します。ネーミングライツ・パートナーは、協定期間の更新を希望するときは、その理由を付して協定期間の末日の6ヶ月前までにその旨を本法人に通知することで優先的に交渉することができます。

1 2. 費用の分担

- ① 愛称等の看板等の設置費用及び原状回復費用は、ネーミングライツ料とは別に、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。
- ② 協定締結後に作成する本法人広報誌等への愛称等の表示や本法人ホームページへの掲載の費用は、本法人が負担します。
- ③ 協定期間開始日までに看板等の設置が完了していない場合であっても、協定期間及びネーミングライツ料に変更はありません。

1 3. 特典及び付帯条件

ネーミングライツ・パートナーには、次の特典があります。なお、特典等の権利を第三者に譲渡、転貸することはできません。

- ① 対象施設等や事業等に愛称等を付与し、サイン等を設置することができます。ただし、本法人と事前に合意することが必要です。
- ② 本法人は、本法人のホームページ等でネーミングライツ・パートナーを紹介します。
- ③ ネーミングライツ・パートナー自身も、本法人とネーミングライツ・パートナーであることをPRすることができます。
- ④ その他希望される特典、付帯条件等があれば、応募時に提案することができます。

1 4. サイン等の目安

ネーミングライツによるサイン等の設置については、次のように目安を定めます。

① 外壁のサイン等

対象施設部分の外壁1面の面積に対して、サイン等の合計面積は3%以内とします。なお、サイン等については、以下⑩に留意ください。

② 屋内（内壁・柱等）のサイン等

対象施設の内壁（対象施設を囲む壁面をいい、対象施設内部にある壁や柱などを除きます。）の総面積に対して、サイン等の合計面積は3%以内とします。

- ③ サイン等は、サイン等を設置する現有物の色と、同サイン等の色の境界までとし、同サ

イン等を矩形で囲った部分を面積として算出します。

- ④ 上記①②の計算の根拠は厳密な計算でなく、合理的な説明によるものも可能とします。
- ⑤ 対象施設に1ヶ所公示ボードの設置を可能とします。公示ボードの面積は2.16㎡以内（矩形換算した際の長辺は1.8m以内）とします。公示ボードには、愛称等の基準に準拠する範囲で、法人等の会社概要や事業内容等を記載できることとします。ただし、ネーミングライツ・パートナーの直接的な営業活動（販売等）に係るものは不可とします。
- ⑥ 対象施設に1ヶ所マガジンラックの設置を可能とします。マガジンラックには会社概要等パンフレットの設置が可能です。ただし、ネーミングライツ・パートナーの直接的な営業活動（販売等）に係るものは不可とします。
- ⑦ 屋外施設等へのネーミングライツについて、上記目安の適用が適切でないと本法人が認めた場合には、別途協議の上、サインのサイズ、デザインその他サイン等に係る事項について決定します。
- ⑧ 建物の特定の空間（例：ホール、教室、エントランス、ピロティ等）の追加制限として、サイン等は、建物全体や他の空間と合わせた範囲がネーミングライツの範囲と認知されないようにすることとします。
- ⑨ 講義室について、②の計算時には講義室正面の内壁面積は総面積に含めますが、講義室正面へのサイン等の掲載は不可とします。また、試験等を行う講義室においては、掲示ができるサイン等は、法人名、法人名の商標、愛称とし、かつ公示ボードは講義室外のみ設置を可能とします。※試験等を行う際には、一時的にサイン等を隠すことがあります。
- ⑩ 外壁又は対象施設から外向きに行うサイン等の表示は、対象施設や当該建物そのものが企業（ネーミングライツ・パートナー）所有のものと誤認されないよう留意の上、設置してください。

なお、上記目安の範囲内であっても、選定委員会において、対象施設の特性や、学生及び教職員に受け入れられるか、施設のイメージを損なう恐れがないかの観点からサイン等について判断することになります。

また、本法人は協定期間中でも、本法人の基準（本ガイドラインを含む）に合致しなくなる事象が発生した場合は、サイン等・パンフレットの変更を求めることができます。

15. 協定の解除

ネーミングライツ・パートナーが応募資格要件を欠くことになった場合、又は社会的信用を損なう行動等により本法人のイメージが損なわれる恐れがあると認められるときは、本法人は協定を解除することができるものとします。この場合、協定解除に伴う原状回復に必要な費用はネーミングライツ・パートナーの負担とし、支払い済みのネーミングライツ料は返還しません。

16. リスク負担

ネーミングライツ・パートナーは、設置したサイン等により第三者に被害が生じた場合や、愛称等が第三者の商標権を侵害した場合等、設定した愛称等に関する一切の責任を負うものとします。

17. 導入の流れ

